

令和元年度第2回 新宿区労働報酬等審議会 議事概要

開催日時 開催場所	令和元年12月13日(金) 午前10時から 新宿区役所本庁舎4階 401会議室(入札室)
出席委員	六田文秀 会長 石川光子 副会長 角谷美樹 委員 清水英世 委員 八木信男 委員 ※中臺浩正 委員 は欠席
次第	1 開 会 2 報 告 3 議 事 4 そ の 他 5 閉 会
報 告	<p>➤ 事務局からの補足説明</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 第1回の審議会からの修正箇所 令和元年度の足立区における未熟練工等の労働報酬下限額は、東京都における公共工事設計労務単価の「軽作業員」の90%を乗じて得た額から、さらに77%を乗じたものであった。 ● 資料2に沿って、令和元年11月21日に妥結した特別区人事委員会給与勧告の概要と結果について説明 <p>➤ 質疑応答等</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 未熟練工の労働報酬下限額について、渋谷区と多摩市は、軽作業員に対する割合の記載が空欄だが、どのくらいの割合なのか。(会長) ● 渋谷区では軽作業員の約54%、多摩市では約57%(事務局) ● それを踏まえると事務局が示した軽作業員の70%は、他自治体の状況からみても比較的高い水準である。(会長) <p>➤ 第1回審議会終了後の各委員からの意見の紹介</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 資料3に沿って、令和2年度の労働報酬下限額に係る意見要旨を讀上げ。 <p>➤ 本審議会での意見等</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 直近の国の全職種の単価の上昇率を適用するという基準を明らかにしている自治体もあるが、現段階において新宿区の方が高い水準になり、また、一般論として近い職種なので問題ない。(委員) ● 1,050円という金額が示されたが、それより高く設定している自治体もある。ただ、これを足掛かりに周りの状況を見ながら検討すればいい。(委員)

<p>報 告</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 過去の推移から見ても 1,050 円という金額は妥当である。4 職種についても妥当である。未熟練工についても軽作業員の 100 分の 70 というのは妥当である。(副会長) ● 4 職種で近い職種が示されているが、作業内容も非常に近いので問題はない。1,050 円という金額も問題はない。建設業では細かい業種が分かれているが、昨今施工方法の変更などがあり、業種別に分けるのが難しいので、業種を細かくする必要があるかも含め今後の課題である。(委員) ● 事務局から下限額についての数字その他全般について考え方が示された。公契約における下限額について審議会で検討・意見交換してきたが、私としては事務局の提案は妥当だと考える。(会長) ● 未熟練工の下限額の設定はいずれの自治体も議論が難しく、他は継続的に審議中というところが多い。熟練・未熟練を誰が決めるのかという議論に加え、設定すべきかということも含めて難しい問題である。(委員) ● 他自治体の動向を見ながら継続的に研究していく。(事務局) ● 品質確保と技術継承もあるので、今後の課題として継続的に見ていくべき。(委員) ● 業務委託契約、協定に行(二)を適用するという話だが、はたして職員として高卒で入り昇給していく者と、非正規の方の賃金を同じ水準にするのがいいのか。(委員) ● 職種別についても千代田区が採用しているので、どういった積算をもとに算出したのか等を踏まえ、今後の課題として調査研究する。(事務局) ● 未熟練工のこと、行(一)、行(二)のことについては、労働報酬下限額をどう取り扱うかに関連した課題として、なお注視していく必要がある。その上で、他に意見等がなければ、事務局が提案した考え方に審議会としても収斂し、事務局からの提案を審議会として受諾する方向としたい。(会長) ● 答申案を作成後、委員に配付し、審議をさらに続行し、区長への答申について審議会として決定する。(会長)
<p>議 事</p>	<p>➤ 答申案について異議がないようなので、これを正式に作成し審議会での答申として提出とする。答申内容は多角的な方面からの意見を出していただいた上での決定であることを申し添えて区長に答申する。(会長)</p>
<p>そ の 他</p>	<p>➤ 今後のスケジュール (事務局)</p> <p>1 月 7 日 (火) に会長から区長に答申を行い、その答申の趣旨に従い令和 2 年度の労働報酬下限額を決定する。その後、1 月中旬までに告示する。</p>